

事 務 連 絡  
令和 8 年 8 月 2 4 日

事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者に  
サービス提供している訪問介護事業所 管理者 様

三重県医療保健部長寿介護課長

訪問介護事業所における同一敷地内建物等減算にかかる計算書の提出について

平素より、本県の介護保険行政の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

指定訪問介護事業所においては、事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下、「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者にサービス提供した場合は、訪問介護費が減算されます。

12%減算については、指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者（同一敷地内建物等に居住する利用者の人数が1月当たり 50 人以上の場合を除く）に提供されたものの占める割合が 100 分の 90 以上である場合に適用され、令和 8 年度前期の判定期間は 3 月 1 日から 8 月 31 日、減算適用期間は令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなっています。

つきましては、該当する事業所においては、ホームページをご確認のうえ、必要書類のご提出をお願いいたします。

- 1 提出書類：同一建物減算に係る計算書（別紙 10）  
※体制事項に変更がある場合は、別途、体制届を提出してください。
- 2 提出期間：令和 8 年 9 月 1 日（火）から令和 8 年 9 月 15 日（火）まで
- 3 計算書の提出先：<https://logoform.jp/form/8vMX/1761392>

<訪問介護>同一建物減算について（長寿介護課 HP）

URL：[https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/85613023007\\_00004.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/85613023007_00004.htm)

体制届（長寿介護課HP）

URL：<https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/85456022998.htm>

事務担当

長寿介護課

居宅・施設サービス班

TEL:059-224-2235

電子メール：[chojus@pref.mie.lg.jp](mailto:chojus@pref.mie.lg.jp)